

除染作業者等の被ばく線量記録管理 の一元化について

除染等業務従事者等被ばく線量
登録管理制度検討会
最終とりまとめ(概要)

背景及び検討の経緯

1 背景

累積線量管理（被ばく限度）・線量記録等の保存の義務

- 除染電離則では、被ばく線量限度、線量記録等の保存を義務付け
- ①労働者の離職時に線量記録・健診結果の交付、雇入れ時に過去の被ばく歴調査
→ 適切な累積被ばく限度管理の実施
- ②線量記録・健診結果の30年保存・廃業時の指定機関への記録の引渡し
→ 線量記録散逸の防止



線量管理（法令遵守）の課題

- 複数の事業者を渡り歩く労働者が、雇入れ時に適切に過去の被ばく歴を申告しない場合
→ 事業者が過去の被ばく線量を確認する手段がない
- 廃業時に線量記録を指定機関（放射線影響協会）に引渡さない場合
→ 線量記録が適切に保存されない



一元管理制度の設立の必要性

- 法令を確実に遵守するため、原子力事業者は被ばく線量の一元管理制度（放射線管理手帳制度、被ばく線量登録管理制度（中央登録センター））を自発的に運営
- これと同等の制度を元請事業者が中心となって自発的に設立することが検討された

2 「除染等業務従事者等被ばく線量管理制度検討会」の発足

- 除染事業を受注しているゼネコン7社、線量管理関係の事業者2社、その他1社が自発的に参集し、検討会が発足。
- オブザーバーは厚生労働省、環境省、日本建設業連合会、全国建設業協会、電気事業連合会等。事務局は放射線影響協会。
- 本年11月15日に、「中間とりまとめ」を公表し、同日から環境省直轄工事について、制度の暫定運用を開始。
- 本年12月26日に、「最終とりまとめ」を決定。地方自治体又は環境省以外の国の機関の発注事業は、平成26年4月1日から発足となった。

●参集者企業名	備考
株式会社大林組	日本建設業連合会推薦
鹿島建設株式会社	日本建設業連合会推薦
清水建設株式会社	日本建設業連合会推薦
大成建設株式会社	日本建設業連合会推薦
株式会社熊谷組	日本建設業連合会推薦
株式会社奥村組	建設労務安全研究会推薦
前田建設工業株式会社	建設労務安全研究会推薦
株式会社アトックス	除染・廃棄物技術協議会推薦
株式会社千代田テクノ	除染・廃棄物技術協議会推薦
東京パワーテクノロジー株式会社	除染・廃棄物技術協議会推薦

●オブザーバー
厚生労働省
環境省
(一般社団)日本建設業連合会
(一般社団)全国建設業協会
電気事業連合会
東京電力(株)
日本原子力発電(株)
●事務局
(公益財団)放射線影響協会

検討会「最終とりまとめ」の概要

適用

- 管理制度は、除染電離則第2条第7項で定める「土壤等の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壤等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」及び電離則第2条第3項で定める放射線業務のうち「事故由来廃棄物等の処分業務」に関する事業（以下、「除染等事業」という。）に従事する事業者を対象とする。
- 除染等事業（事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業を除く。）を請け負った元請事業者は、次に掲げる方法で制度に参加する。
 - ア 除染特別地域における除染等事業については、第2から第4に定める全ての項目について参加すること
 - イ 除染特別地域以外における除染等事業については、第4に定める離職後の被ばく線量記録及び除染電離放射線健康診断又は電離放射線健康診断（以下「除染・電離健康診断」という。）の実施結果の引渡しのみについて参加すること
- 事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業を請け負った元請事業者は、第2から第4に定める項目全てについて参加する。

適用となる業務

※1mSv = 1,000 μ Sv（マイクロシーベルト）

- 1 土壤等の除染等の業務、廃棄物収集等業務
 - ・ 8県の除染特別地域（避難指示区域）と汚染状況重点調査地域（ 0.23μ Sv/時超）で行う除染作業や廃棄物の収集・運搬・保管業務
- 2 特定汚染土壤等取扱業務
 - ・ 1万Bq/kgを超える汚染土壤等を取り扱う業務（インフラ復旧、営農、営林（主に 2.5μ Sv/時超の地域））
- 3 特定線量下業務
 - ・ 2.5μ Sv/時を超える場所（概ね避難指示区域内）で行う、1と2以外の業務（測量等、運輸業、屋内産業（製造業等））
- 4 「事故由来廃棄物等」の処分の業務
 - ① 除染等の措置に伴い生じた土壤のうち、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの（除去土壤）
 - ② 事故由来放射性物質（東電福島第一原発事故により発生した放射性物質）により汚染された廃棄物で、1万ベクレル毎キログラムを超えるもの（汚染廃棄物）

（注）廃棄物等の処分過程での濃縮等により、セシウム以外の放射性同位元素が電離則が定める量と濃度の下限値を超えた事故由来放射性物質も含まれる。

（注）「処分」の内容

- ①最終処分（埋立）及び中間貯蔵、②中間処理（選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等）、③関連施設・設備の保守点検業務

制度の概要

1 放射線管理手帳の統一的運用

元請事業者又は放射線管理を独自に実施できる関係請負人は以下の事項を実施。

- ① 関係請負人が作成した発行申請書に基づき、手帳の発行申請
- ② 定期的に関係請負人に被ばく線量を通知するとともに手帳に記載
- ③ 関係請負人が提出する除染・電離健康診断記録、特別教育記録を確認し、手帳に記載

2 線量の登録、経歴照会等の実施

元請事業者は、以下の事項を実施。

- ① 四半期ごとに全ての労働者の被ばく線量等を電子媒体で中央登録センターに登録(定期線量登録)
- ② 専用端末から除染従事者等の過去の被ばく線量等を照会可能(経歴照会)
- ③ 除染従事者等について、原子力システムの経歴情報を照会可能(システム間相互照会)

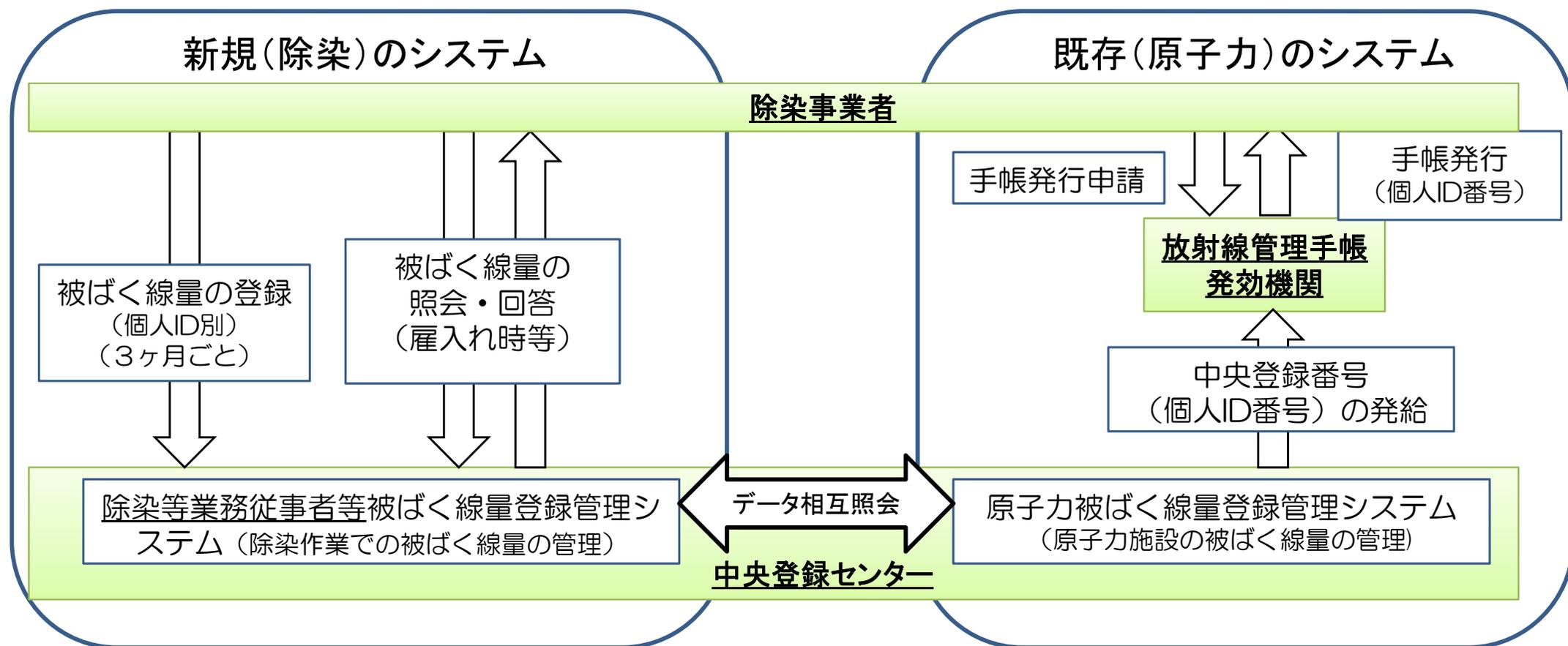
3 線量記録及び健診結果の引き渡し

元請事業者は、以下の事項を実施。

- ① 工期の完了時に線量記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)
- ② 工期の完了時に、関係請負人が提出した除染・電離健康診断記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)

累積線量の登録、経歴照会システムの概要

- ① 既存システム(原子力システム)によるID番号、放射線管理手帳発行
- ② 新規システム(除染システム)による除染での被ばく登録と照会
- ③ 原発、除染システムの被ばく情報の相互照会を可能とする



※ 新(除染)システム参加者の放射線管理手帳の発行は、既存(原子力)システムの放射線管理手帳発効機関で行う。

制度の運用の詳細

制度の運用

1 制度参加の費用

① 定期線量登録＋記録引き渡し(システム開発経費負担分含む)

- 25年度：年度ごとに1人あたり3,000円
- 26年度：同4,500円
- 27年度以降：おって検討

② 記録引き渡しのみ

- 引き渡しごとに、1人あたり2,000円(工事ごと)

2 端末の整備等、制度加入・脱退、マニュアル整備、協議会の設置

その他事項

1 制度の発足日

- 本制度は、平成25年11月15日に発足する。
- ただし、地方自治体又は環境省以外の国の機関が発注する除染等事業に従事する元請事業者を対象とした部分については、平成26年4月1日に発足する。(注)
- 発足の日から平成26年11月30日までは暫定運用期間※とする。

※ 電算システムとネットワーク整備までの間、郵送による運用

2 制度発足以前に完了した工事の線量登録

- 26年度以降に順次登録。
- 登録費用は26年度以降の参加事業者が広く薄く負担。

3 制度の実効性の担保

- 厚労省は、除染等業務放射線障害防止ガイドライン等の3つのガイドラインに、元請が制度へ参加することを求める改正を実施済み。(平成25年12月26日)
- 環境省は、仕様書等に管理制度への参加を求める趣旨の記述を盛り込む。